

柳川市住まえるバンク制度におけるグリーン住宅ポイントに係る登録証明書の発行に係る事務処理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、柳川市住まえるバンク制度実施要綱（平成29年柳川市告示第24号。以下「実施要綱」という。）第16条の規定に基づき、国土交通省で実施されるグリーン住宅ポイント制度における空き家バンク登録等証明書（以下「証明書」という。）の発行について、必要な事項を定めるものとする。

(物件等)

第2条 証明書を発行することができる物件は、実施要綱に基づき売買契約された物件であり、かつ、不動産登記事項証明書において新築と記載された日付が令和元年12月14日以前の住宅で、令和2年12月15日から令和3年10月31日までに売買契約を締結したものとする。

(申請の方法)

第3条 前条の規定により物件を購入した事業者又は所有者において、証明書の発行を希望するものは、住まえるバンク結果報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 売買契約書の写し

(2) 建物の登記事項証明書の写し

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、空き家バンク登録等証明書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(証明書の台帳記載)

第4条 市長は、証明書を発行した場合、国等の確認に対応するため、発行台帳を整備する。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規程は、国の事業が終了するとき、その効力を失う。